

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第8条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和3年8月30日

北海道知事 鈴木 直道

1 利用状況

情報公開制度の利用者数は5,281人で、実施機関別には表1のとおりである。

表1 実施機関別利用状況 (単位：人)

実施機関	利用者数	内 訳						
		利用形態				利用目的		
		来訪	郵送	電子申請	電話	公文書の開示請求	情報提供	その他（相談・案内等）
知事	3,637	1,089	166	1,201	1,181	2,341	392	904
教育委員会	81	29	13	19	20	81	0	0
公安委員会	5	0	1	3	1	5	0	0
選挙管理委員会	61	15	28	7	11	61	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	1	0	0
人事委員会	1	0	0	1	0	1	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	1	0	0	1	0	1	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	4	0	0	4	0	4	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	1,487	1,069	78	11	329	104	944	439
北海道公立大学法人札幌医科大学	2	0	2	0	0	2	0	0
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	1	0	1	0	0	1	0	0
合計	5,281	2,202	290	1,247	1,542	2,602	1,336	1,343

2 公文書の開示請求の状況

(1) 公文書の開示請求者数及び対象公文書数

開示請求者は2,602人、対象公文書数は8,556件であり、開示決定等の内容別は表2のとおりである。

表2 公文書の開示請求者数及び対象公文書数 (単位：人、件)

請求人数	請求者の内訳		対象公文書数	請求に対する開示決定等の内容					取下げ	事案の移送
	個人	法人その他の団体		開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在		
2,602	1,223	1,379	8,556	3,343	4,202	22	4	918	67	(12)

(注) 事案の移送について、知事から教育委員会への移送が10件、知事から警察本部長への移送が2件あった（外数）。

(2) 実施機関別公文書の開示の状況

公文書の開示請求に係る対象公文書数及び開示決定等の内容を実施機関別（知事は所管部（局）別）にみると、表3のとおりである。

表3 実施機関別公文書の開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関	開示決定等の内容					取下げ	事案の移送	対象公文書数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在					
知事	3,252	3,916	14	2	849	49	(12)	8,082	94.46%	2,572
総務部	288	706	3	0	13	1	(12)	1,011	11.82%	218
総合政策部	16	19	1	0	1	0	0	37	0.43%	△13
環境生活部	27	102	1	0	27	0	0	157	1.83%	△27
保健福祉部	610	2,157	3	1	771	29	0	3,571	41.74%	381
経済部	35	26	3	0	5	0	0	69	0.81%	△48
農政部	98	8	0	0	1	1	0	108	1.26%	35
水産林務部	1,099	8	1	0	1	3	0	1,112	13.00%	961
建設部	1,078	890	2	1	30	15	0	2,016	23.56%	1,078
出納局	1	0	0	0	0	0	0	1	0.01%	△13
教育委員会	42	56	2	1	14	4	0	119	1.39%	△37
公安委員会	1	0	0	0	0	4	0	5	0.06%	△10
選挙管理委員会	33	147	0	0	31	0	0	211	2.47%	△192
監査委員	1	0	0	0	0	0	0	1	0.01%	1
人事委員会	0	0	5	0	5	0	0	10	0.12%	7
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会	0	0	0	0	1	0	0	1	0.01%	1
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	6	0	0	0	0	0	0	6	0.07%	△9
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△1
警察本部長	8	75	1	1	18	10	0	113	1.32%	4
北海道公立大学法人札幌医科大学	0	2	0	0	0	0	0	2	0.02%	△6
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	6	0	0	0	0	0	6	0.07%	△11
合計	3,343	4,202	22	4	918	67	(12)	8,556	100.00%	2,319

(注) 1 存否応答拒否とは、公文書の存否を明らかにしない決定を示す。

2 知事の所管部（局）別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含む。

(3) 請求に係る公文書の内容

開示請求のあった主な公文書は、表4のとおりである。

表4 請求内容別公文書上位5位

(単位：件)

	請求内容	件数	全体に占める割合
1	法人等の計算書類	2,942	34.41%
2	工事実施設計書等	1,047	12.24%
3	遊漁船業者登録簿	1,000	11.69%
4	建設業者の決算書類等	766	8.96%
5	食品衛生法に基づく新規許可一覧等	491	5.74%
	合計	6,246	73.04%

(4) 個人・法人等の開示請求者数等の内容

開示請求者数及び対象公文書数を、個人、法人等別にみると、表5のとおりである。

表5 個人・法人等別の開示請求者数及び対象公文書数 (単位：人、件)

個人・法人等の別	人 数	件 数
道内に住所を有する個人	1,080	1,269
道外に住所を有する個人	143	1,262
道内に事務所等を有する法人・その他の団体	822	4,984
道外に事務所等を有する法人・その他の団体	557	1,041
合 計	2,602	8,556

3 情報提供の状況

(1) 刊行物等による情報提供の状況

刊行物等により情報提供を行った件数を情報分類別にみると、表6のとおりである。

表6 刊行物等による情報提供の状況 (単位：件、%)

分類	情 報 の 内 容	件数	割合
1	総記	30	0.49
2	行政一般	59	0.97
3	総合政策	16	0.26
4	資源・エネルギー	24	0.40
5	防災・安全	15	0.25
6	自然環境・公害	41	0.68
7	健康・医療	26	0.43
8	福祉	36	0.59
9	労働	28	0.46
10	教育	5,533	91.09
11	文化	87	1.43
12	居住環境	44	0.73
13	交通運輸	22	0.36
14	商工観光	20	0.33
15	農業	57	0.94
16	林業	13	0.21
17	水産業	23	0.38
	合 計	6,074	100.00

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するもの。

2 「総合政策」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するもの。

3 割合については、小数点第3位を四捨五入している。

(2) 有償刊行物の頒布の状況

有償刊行物の頒布状況は、道の刊行物23種類107冊を有償刊行物として指定し、頒布部数は96部、頒布収入は7万4,070円であった。

(3) 出資法人等情報公開の申出

出資法人等に対する情報公開の申出は4件で、決定内容は、一部の閲覧に応じたものが4件であった。

(4) 指定管理者情報公開の申出

指定管理者に対する情報公開の申出はなかった。

4 審査請求の状況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく公文書の一部開示又は非開示等の決定及び公文書の不存在通知等に対する審査請求の状況は、表7及び表8のとおりである。

表7 審査請求の処理状況

(単位：人、件)

審査請求 年 度	審査請求 人 数	審査請求 件 数					審査会の答申				審議中
			審査会に 諮問	審査会に 未諮問	却下	取下げ	原処分 妥 当	一 部 妥 当	妥 当 でない	計	
令和2年度	9	744	9	735	0	0	3	1	0	4	5
令和元年度以前	6	327	285	42	0	0	285	0	0	285	0
計	13	1,071	294	777	0	0	288	1	0	289	5

表8 審査請求に対する実施機関の裁決状況

(単位：件)

審査請求 年 度	答 申 件 数				
		認 容	一部認容 一部棄却	棄 却	未裁決
令和2年度	4	0	1	0	3
令和元年度以前	287	0	0	9	278
計	291	0	1	9	281

- (注) 1 審議中とは、審査会に諮問しているが、審査会から答申を受けていない審査請求のことをいう。
 2 表7において、令和元年度以前の数値は、令和元年度末において審査会から答申を受けていない令和元年度以前にされた審査請求をいう。
 表8において、令和元年度以前の数値は、令和元年度末において未裁決であった令和元年度以前にされた審査請求。
 3 審査請求人数は、実人数である（令和2年度と令和元年度以前とで2名重複する。）